

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
 税 理 士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp

第34号

2007年4月

「ああ、生きている」

所長 林 光 行

宮城まり子さん。1927年に生まれ、1955年に「ガード下の靴磨き」で歌手デビュー。1968年に肢体不自由児施設「ねむの木学園」を設立。以下は彼女の『私の履歴書』（日経新聞連載）からの紹介です。

あるとき、脳性マヒの後遺症で思い通りに手足が動かず、思わぬ動きをしてしまうアテトーゼのある少女の役を割り当てられました。演技に困り、お手本にと、子どもたちを見学させてもらいます。

それをきっかけに、福祉の勉強を始め、障害を持ち家庭環境に問題を持つ子が住める施設がなく、また、そこで教育が受けられるところがないことにも気がきます。彼女は思いつめます。「すべての子どもは教育を受け、そして、愛されなければならない」

また、どう演じるかを考え続けます。病気のため手足が勝手に動いてしまう少女。振り付けが面白ければ面白いほど気になります。うまく演じて観客が笑い、拍手してくれたらどうしよう。観客に一人でも病気を持つ子がいたら、その家族がいたら？

役者である前に、優しい人間でありたいと考えた彼女は、健康な子で演じると決めます。不評のカー

テンコールで彼女の脚をつかむ人がいます。「まーりーこさん」と呼ぶのを見ると、演じるはずだったアテトーゼの子。笑えばゆがむ顔に満面の笑み。傍らには、その子を抱きしめ、涙をこらえている御両親。

その子が一生の決断をさせてくれたそうです。ゼロから施設をスタート。ようやく施設が落ち着いてきた頃、近くで原発の建設が始まるとの噂。もし何かあったら…、引越すしかない。そう考え、1994年に8億円の借金をして施設を移転します。

見ず知らずの人が手伝ってくれます。引越しを聞きつけた近くの西濃運輸からは、40人もの人が手伝いを申し出られたそうです。

「会社はトラック十二台を無償で貸してくださり、それぞれが三往復して、夕方四時にすべてを運び終えてくださいました。さよならと手を振って帰って行く銀色のトラック。夕焼けの真っ赤が木々の間を走り去るトラックをピンクに染めました。

ああ、生きている。なんて美しいのだろう」

このような至福の言葉が溢れるまでに、どれだけ深い経験が蒸留されたのでしょうか。胸が震えました。

～ CONTENTS ～

○ 交流 第28回 奈良ロイヤルホテル ……	2
○ 経営倶楽部	
第56回「中小企業経営と会社法」 ……	4
第57回「資金繰り実践講座」 ……	6
○ 平成19年度税制改正 ……	8
○ ヘルメット相談会 ……	10
○ 労務管理&社会保険 ワンポイント・ナビ ……	11
○ 「Qの会」で知ったこと ……	12
○ 投稿「わかって欲しい 母と子の世帯の暮らし」	14
○ 第8回KS経営研究会 ……	15
○ 2007年新年合宿レポート ……	16
○ 林事務所アンケート経過報告 ……	17
○ ANAセミナーの感想とご案内 ……	18
○ 読者の皆様からのお便り・お知らせ ……	19

4月 - 9月の税務

4月10日	3月分源泉所得税の納付 (以降毎月10日)
5月1日	2月決算法人の確定申告期限
21日	労働保険料の年度更新
31日	3月決算法人の確定申告期限
7月2日	4月決算法人の確定申告期限
10日	6月分源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1～6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届け
17日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の18年分消費税の中間申告
10月1日	7月決算法人の確定申告期限

交流 第28回 奈良ロイヤルホテル



森下様 八坂様 中井様

 今回の交流は奈良ロイヤルホテル様を訪問させていただきました。平成13年9月に同ホテルが所属していたシャロングループが会社更生法を申請。現在は再建途上にあり、平成17年10月に従業員による運営会社を設立。今後、ホテル施設を買い取って完全独立を目指しておられます。総支配人の八坂豊様(文中:八)、副総支配人の森下典生様(文中:森)・中井肇一様(文中:中)にお話をうかがいました。 (中小企業診断士 前田有太可)

ワンマン経営～更生法申請へ

昭和60年3月のオープンでしたよね？

八：私は会社更生法申立後に来ましたので、その頃の話は副総支配人から・・・

中：私はオープン1ヶ月前に、森下はオープン月に入社しました。当時大きな宴会場を持つホテルが奈良にはなかったこともあって賑わいました。従業員も多くいて、婚礼件数は今の5倍もありました。その頃、会社はレストランだけで60店舗、海外のリゾートの開発まで行い、飛ぶ鳥を落とす勢いでした。

その頃、ホテルはどんな経営をしていたのですか？

森：当時の経営者はワンマンオーナーで、即断即決、その人の言うことは絶対でした。僕は尊敬していましたし、良かったと思っています。ただ、従業員が自分の頭で施策を考えなくなっていましたね。労働時間は長く、休みも少ない状態が続いていましたから、何の根拠もなく、「次はこの店ができるから楽になる」とか、そんなことを考えていました。

その後どうなったのですか？

森：多額の借入による投資を進めたため、バブル崩壊に伴ってグループ全体で資金が不足してきました。

会社更生法申立前はどんな状況でした？

中：給料の遅配が続き、賞与もなく、従業員はどんどん辞める。売上金を銀行に預け入れる間もなく、業者に払っていました。それでも続いているので何とかかなと思っていたら、ある日突然更生法の申立で。当時の総支配人は出張で海外にいたほどです。

八坂総支配人がこちらに来られたきっかけは？

八：私は当時ミサワリゾートでホテル業務に携わっていたのですが、たまたま要請があって管財人補佐として赴任したのがきっかけです。3ヶ月でいったん

業務が終了し東京に帰ったのですが、平成14年12月に再度要請があってこちらに来ました。ところが来てすぐに私が病気で入院することになり、2ヵ月後に総支配人としてホテルに戻ってきたときの状況が大変だったのです。

激しい内部対立 ・ 自ら考えよ

八：ホテル内は、旧シャロン組、更生法申立後入社組、そして中立組に分かれて対立し、緊迫した雰囲気でした。しかも、以前はワンマンオーナーの下にいたこともあって、発生した問題に対して自分たちで解決策を考えないという癖が付いてしまっていました。正直、仕事の話ができないという状況でした。それでどうされたのですか？

八：私はあえてトップダウンを取らず、自分たちで考えて決めていってもらおうとしました。そうしないと自ら再生はできないと考えたからです。漢方薬みたいにじっくり体質を変えていこうとしたのです。

森：私たちにはそのやり方が分かりませんでした。あるとき、ホールの絨毯を緑色に変更すると幹部会で決めたんです。緑色では雰囲気が暗くなるので一般社員は直訴して反対したんですが、みんなで決めたからいいじゃないかと言われるんですね。正直、もっとリーダーシップを発揮して欲しいと思いました。

八：というように私のやり方はなかなか受け入れてもらえず、悩みました。そのときの私の心の糧だったのが、同じ経営者として話し合える中小企業同友会と、そして林事務所との出会いでした。

初めてお会いしたのは平成15年の暮れでしたね。

八：ええ、翌年2月にはANA(18頁ご参照)を受講しました。これまでの自分を受け入れることがで

きるようになって良かったです。そして、他のメンバーにもぜひ受けて欲しいと思いました。

合宿がターニングポイント

そして、6月に幹部による合宿()をしましたね。

(編集部注：自己開示とコミュニケーションを目的とした泊り込み研修。トレーナーは林光行。)

八：あの日のことは忘れません。合宿が終わった日の打ち上げで、みんなの座っている位置が違うのです。対立している派同士が打ち解けて話をして、酒を酌み交わしている。感動しました。劇的過ぎておかしい！とさえ思いました。あの日が、うちのターニングポイントになった日でした。

森：私は「林先生はうまいこと持って行きよるなあ」と思いました。あ、いやいや、みんな、職場ごとの垣根が取れたと言ってますよ。

さらに8月に理念作成の合宿()をしましたね。

(編集部注：KJ法によるホテルの将来像と理念作成研修。トレーナーは同じく林光行。)

八：参加者全員の思いが出ましたねえ。しんどかったのですが、最後に良いものにまとまりました。

その頃に山下常務が入社しました。ストレートに目標を明示し、管理的な組み立てができる人です。平成17年には私の役目もそろそろ終わったように思え、もう東京に帰ろうかなと思ったこともありましたが、このままでは中途半端に終わってしまう。よし、やろうと決めました。

その後のことを教えてください。

八：私は、自ら考え、行動することをずっと言い続けてきました。各店の改装も任せています。沙山華(ホテル内の中華料理店)のメニュー改善、シャロン(同じくステーキ店)や竹の家(同じく和食店)の改装など、色々ありましたが、結果として増収、増益につながり、皆の自信になってきていると思います。

岩盤浴が好評のようですね。

八：初めての積極的な投資でした。当初北海道で流行り始めているという情報が入っていたのですが、当ホテルのお客様がたまたま岩盤浴の設備を作っていらっしまったので、早速実物を見に行きました。投資額が少ない割に利益率が高いと見て、実行に踏み切りました。関西では丁度流行り始める直前くらいで、結果的にうまくいきました。

再生させてもらったことを忘れずに

ところで今、胸に付けておられる

バッチは何ですか？()



八：ああ、これは2010年が平城遷都

1300周年になるのですが、その記

念事業のシンボルマークです。こういった行事にも前向きなので、地域では積極的という評価を受けています。これもホテル内部のことは任せられるようになってきて、私が対外的な仕事ができるようになったことが大きいんですよ。

これからなさらいたいことはどんなことですか？

八：客室をあと100室増やしたいですね。それとホテルマンとしての人材育成ができるホテルになりたい。このホテルの再生は従業員を入れ替えずに行われました。ですから、ここで育てて一人前のホテルマンになっていけるということは、このホテルの大きな存在理由でもあるのです。

森：皆様のおかげで再建させてもらっていることを忘れてはいけないと思っています。

中：皆がここで働きたいと思える職場にしたいと思います。

最後に読者にメッセージをお願いします。

森：自主再建、みんなで頑張っていますので、ぜひ見に来てください。

八：色んな食事ができて温泉・岩盤浴もあるホテルです。林事務所経由のご予約には、いっぱいサービスしちゃいます！

【婚礼チームが経営倶楽部で改善事例を発表！】

来る4月21日(土)の経営倶楽部で、婚礼チームがQCの7つ道具の一つである特性要因図を使って、落ち込んだ受注を倍増させることに成功した事例を発表して頂きます。詳しくは20頁をご覧ください。



奈良ロイヤルホテル

奈良市法華寺町254-1

URL : <http://www.nara-royal.co.jp/>

TEL : 0742-34-1131 (代) FAX : 0742-34-3231

経営倶楽部

第56回 経営倶楽部

平成18年10月21日

『中小企業経営と会社法』

講師：司法書士 中西 良一 先生， 税理士 林 幸， 中小企業診断士 前田 有太可 コーディネーター：林 光行



2006年5月1日に「会社法」が施行されて約半年が経過し、巷の書店には数多くの解説書が並んでいましたが、どれを読んでも今ひとつ分り難いという声が多く聞かれました。

そこで、第52回経営倶楽部の入門編に引き続き、実務編として、その制定の背景を始め、会社法制定に伴う決算書の変更点、税制の改正点、登記実務などへの対応策について取り上げ、テーマ毎に所長林光行がコーディネートする形でお送りさせて頂きました。(林 竜弘)



☆☆ 「会社法」その背景と本質 ☆☆

税理士 林 幸

会社法制定の背景には、米国からの『年次改革要望書』(以下、『要望書』)の存在が大きな影響を与えたという主張があります。この『要望書』



は1993年の宮沢・クリントン会談に端を発し、1994年以降毎年日米両政府間で交換されている文書で、両国の経済発展のために改善が必要と考える相手国の規制や制度の問題点についてまとめられています。『要望書』は、在日米国大使館のHPには掲載されているのですが、日本ではマスコミも触れることはなく、殆ど誰も知らない状態でした。にもかかわらず、その要求のうち既に法改正や制度改正が行われた主なものには、「郵政民営化」をはじめ、「持ち株会社解禁」、「NTT分離・分割」、「金融監督庁設置」、「時価会計」、「大規模小売店舗法の廃止」、「確定拠出年金」等があり、いずれもアメリカ企業の日本市場への参入条件を有利にするものばかりです。

とりわけ2000年の『要望書』では、日本政府が商法の大幅な改正に着手したことを評価するとともに、「商法改正は、外国企業が日本市場に参入し業務を行う能力にも、大きな影響を及ぼす」と謳っています。2007年5月からは外資による三角合併が解禁されます。その本質は、アメリカ型資本主義の導入にあると言えるかも知れません。だとすれば格差社会は益々深刻化することになりそうです。(以上、林 幸)

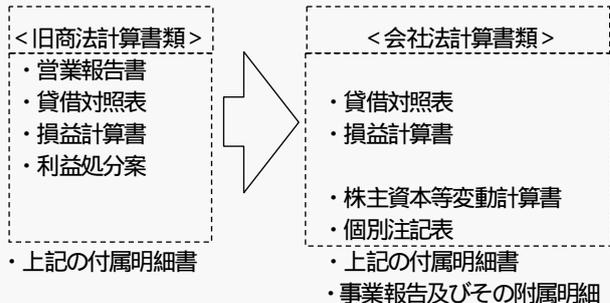
所長林「会社法制定の背景には、外圧だけでなく、日本経団連の要望もあったようです。これで日本企業も世界企業として戦える土台ができたとも言えます」

☆☆ 計算書類(決算書)、会計の変更点 ☆☆

中小企業診断士 前田 有太可

従前の商法では、「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」と少々控えめな表現だったのですが、会社法においては、「一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする」と強制的に規定されるようになりました。

計算書類の変更点は、次の通りです。株主総会決議によって、いつでも剰余金の分配ができるようになったことに合わせて利益処分案は廃止され、株主資本等変動計算書(シェアリングレター第33号14頁ご参照下さい)が新設されました。さらに、個別注記表が新設され、計算書類の補足情報が充実されています。



会計上の留意点としては、これまで役員賞与は利益処分項目として取り扱われ利益処分案に記載されてきましたが、会社法では、役員報酬とともに職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益として整理され、損益計算書の販売費一般管理費として記載されることになりました。また、これまで認められていた利益剰余金の資本組入れについても、会社法では、その他の資本剰余金(減資差益、自己株式処分差益など)に限るものと規定し、利益剰余金の振り替えを認めていません。増資の場合などには注意が必要です。

中小企業の会計実務としては、平成17年6月「中小企業の会計に関する指針」が公表されました。それまで中小企業に適用される「公正なる会計慣行」が十分には明確ではなく、実態として税法上の益金・損金の規定が会計処理に大きな影響を与えていました。そのような状況において、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものとして本指針が示されました。本指針は、中小企業が計算書類を作成する際に準拠することが推奨されていますが、会計参与(後述)が準拠すべき会計のあり方としても位置づけられています。(以上、前田)



所長林「会社の機関として会計参与が新設されました。会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成することを任務とし、計算書類の適正性・正確性を高めることを期待されています。資格は、公認会計士、税理士等に限られます。法律を熟知している専門家が決算書を作成するわけですから、重大な過失があった場合には損害賠償を請求される可能性もあります。作成には、細心の注意を払って取り組む必要があります」

☆☆ 登記実務の変更点と留意点 ☆☆

司法書士 中西 良一 先生

会社法の制定に伴い、登記制度にも大きく変更が加えられました。司法書士の中西先生をお招きし、会社



法施行後、実務でご経験されたことを元にお話しを頂戴しました。

まず整備法に基づいて法務局が職権で登記した事項です。整備法は、会社法の施行に伴う経過措置などを定めた法律です。中小企業のうち株式会社に関する主要項目としては、株券不発行の定めのない会社について株券を発行する旨、取締役会設置会社である旨、監査役設置会社である旨です。

他方、職権で登記されなかった項目については個別に対応が必要でした。特に従前の小会社(資本金1億円以下)で公開会社(株式譲渡制限を設けていない会社)に該当した場合には、監査役は監査権限が会計監査だけでなく、業務監査権限にまで及ぶこととされた

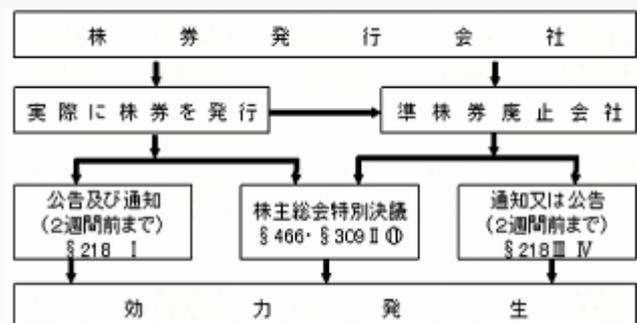
ため、会社法施行当日において従前の監査役の退任登記と新任監査役の就任登記が必要でした。

また、整備法には数多くのみなし規定が定められていますが、定款変更をしない場合には、その記載内容が会社法と適合しない部分が多々生じてしまうこととなります。法的に問題はありますが、やはり会社法に適合するように変更しておく方が好ましいようです。

さらに株式会社の場合、機関設計について大幅に変更が加えられました。これまで実質的に身内だけで経営していたような会社では取締役や監査役の選任に苦勞している事例も見受けられましたので、取締役は1人でもよくなったことや、取締役の任期が最長10年まで延長されたことなどについても検討してはどうかとアドバイスしてこられたそうです。

その他、役員変更などと一緒に処理してこられた事項として、株券不発行のスキームを説明してくださいました。株券不発行の定めのある会社が、譲渡制限規定を設ける場合や合併する場合には、株券の提出公告の手続きが不要になるということでした。

株券不発行のスキーム



有限会社については、有限会社の名称は残りますが、実質的には株式会社として位置付けられています。法務局が職権で登記した事項は、決算公告の方法を一律官報に掲載する旨、株式譲渡制限の定めをおく旨などです。元々閉鎖的な会社であった為、株式譲渡制限は職権登記されましたが、実質的には株式会社ですので、今後は決算公告が義務付けられることとなります。

その他、事業承継のケースにおける種類株式の活用事例や、支店における登記事項の簡素化、会社設立時には電子定款の制度を活用すれば公証人役場で定款認証料4万円が不要になること等ご説明下さいました。

◆ご感想はホームページからご覧頂けます。
 ⇒ 林事務所ホームページ<http://www.share.gr.jp>

グループによるケーススタディスタート!!

グループに分かれて、事業計画の作成演習です。各グループに、ケース1、2、3の問題が配られました。

「まず、社長と会社名を決めて下さい。それから、回収計画、仕入・在庫計画、損益計画表、資金繰り予定表を作成して下さい。」

《ケースごとの共通点》

- 業種：パソコン用品の卸売業
- 借入金：谷町銀行より2千万借入。年利5%。
融資枠一杯のため、追加融資は受けられない。やむを得ない場合は、ノンバンクの帝国金融。金利は年利20%。

《ケースごとの相違点》

ケース1	売上1割アップを図る。利益を確保するため増員をしない。在庫は20日分。
ケース2	売上3割アップを図る。そのため、営業を増員、売掛金回収を翌々月末に遅らせる。在庫は30日分。
ケース3	売上3割アップを図る。得意先1社と回収条件を交渉し、当月売上分の50%を当月入金。仕入の支払を翌々月末に変更。在庫は30日分。

グループごとの今期の状況と来期の展望発表!

事業計画が完成し、各グループの発表です。

ケース1のグループ

“利益出るも、毎月資金が減少”

「損益につきましては、クリアできたかなという感じです。資金繰りは非常に苦しかったのですが、なんとか帝国金融にお世話にならずに乗り切りました。来期の目標は、商品の売上の分類をきっちりやり、在庫を減らすことです。出来ましたら直送というシステムを取り入れて、在庫を持たずに運転資金を減らす方向にもってきたいです。」

ケース2のグループ

“売掛金の回収を遅らせたため、資金不足状態に”

「売上はまずまずですが、瞬間に資金がなくなり非常に資金繰りが厳しい状況です。帝国金融から毎月借りないとどうにもならない状態です。来期の目標としては、帝国金融から離れて、融資枠いっぱい銀行に、なんとかお願いして融資してもらいます。受け入れてもらえれば、毎月の返済が楽になります。また、在庫を半分にするといふ状況になるのかなと思います。」

ケース3のグループ

“売掛金を当月回収&仕入支払条件変更で資金増加”

「ものすごく条件がいいです。来期の目標としては、当月売上分の50%を当月入金の条件を、他の得意先にもお願いすることと、在庫を15日分に減らすことです。これで、資金繰りがもっと楽になるので、借入を全部返済して、ケース2の会社を業務提携させてもらえたらなという感じです。(笑)」

各グループの発表を終えて、前田は、「同じ貸借対照表からスタートしましたが、経営によって随分資金繰りが変わる体験をして頂いたと思います。なお、資金の状況を見て頂くときに、貸借対照表の当期と前期比較してみると、資金の増減がわかりますので実務でもお役立て頂ければと思います」と添えました。

各部門の協力があってこそその資金繰り

「資金繰りを良くするには、1つ目は、売掛金と在庫をいかに減らして現金化するかです。2つ目は、買掛金は、売掛金を回収してから払うパターンにもっていくことです。3つ目は、最も大事なことです。利益を出すことです。その中で借入を減らし自己資本を増やしていくと健全経営に繋がります。」

「最後に、資金繰りは経理だけではできません。回収条件や支払い条件は営業や仕入担当が決めてきますから、いくら経理がどこで借入しよかと考えても、資金繰りは良くなりません。各部門で協力し合うことが大切です。」と締めくくりました。



感想

非常に丁寧な語り口調とわかりやすい説明に、どんどのめり込んでいきました。グループに分かれてのケーススタディでは、解き応え十分!! 資金繰り表の作成の仕方や仕組みが分かりました。受講者の方からも「資金繰りの重要さがわかった」「会社の政策、方向性の違いによる浮き沈みが簡単に分かりやすく経験できた」等の感想を頂戴しました。林事務所のホームページもご覧下さい。
⇒ <http://www.share.gr.jp>

平成19年度税制改正

平成19年度税制改正の目玉は「減価償却制度の見直し」ですが、その他にも「金融・証券税制の軽減税率1年延長」「住宅ローン控除制度の特例創設」など、様々な改正が行なわれます。以下では、紙面の都合上、特に皆様に関係すると思われる内容を記載します。
(税理士 古田 茂己 ・ 税理士 橋本 雅世)

★減価償却制度の見直し

◆(1)見直しの内容

従来の残存価額(取得価額の10%相当額)及び償却可能限度額(取得価額の95%相当額)の制度が廃止され、耐用年数経過時点で備忘価額1円まで償却できることになりました(法人・個人どちらも適用)。平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産が対象です。定額法については従来の計算方法で残存価額をゼロと考えれば問題は生じないのですが、定率法は、帳簿価額に一定率を乗じて償却費を計算するものですから、帳簿価額がゼロになることはありません。そこで、定率法については次のような改正がなされました。

定率法の償却率は定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数値とする。

定率法の計算では耐用年数経過時点で1円まで償却することは不可能なので、一定の期間後、定率法により計算した減価償却費が、その時点の未償却残高を耐用年数までの残りの年数で割った金額より下回る時に、償却方法を均等償却方法に切り替えて、耐用年数経過時点で備忘価額の1円まで償却する。

改正による償却率(一部抜粋)は以下のとおりです。

耐用年数	定額法の率	新定率法率	旧定率法率
5年	0.200	0.500	0.369
8年	0.125	0.312	0.250
10年	0.100	0.250	0.206
15年	0.066	0.165	0.142
20年	0.050	0.125	0.109

定率法では、取得当初に現状の償却より随分と多額の償却費を計上することができるようになります。

◆(2)改正前に取得した減価償却資産の扱い

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、従来どおりの減価償却を行い、償却可能限度額に到達した翌事業年度以後5年間で均等償却することで、備忘価額までの償却が可能となります。

★上場株式の配当・譲渡益等

上場株式等の配当等について、10%の税率による源泉徴収だけで課税関係が終了する特例の適用期限が平成21年3月31日まで延長されました。

また、上場株式等の譲渡所得等の申告分離課税を10%の軽減税率とする特例の適用期限は、平成20年12月31日まで延長されました。

★法人税関係

◆(1)特定同族会社の留保金課税制度の見直し

平成19年4月1日以後開始事業年度から、資本金等の額が1億円以下の法人は、特定同族会社の留保金課税の適用対象から除外されることになりました。

◆(2)特殊支配同族会社制度の見直し

平成19年4月1日以後開始事業年度から、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用除外要件の一つである基準所得金額が、1,600万円(現行800万円)に引き上げられました。

◆(3)役員給与の取扱いの整備

定期同額給与について、事業年度が開始して3ヶ月以上経過した後に、職制上の地位の変更等(例 専務社長)に伴って給与が改定された場合、改定後の支給額が同額である定期給与については、定期同額給与として損金算入が認められることになりました。

◆(4)リース取引

平成20年4月1日以後に締結するリース契約から、従来は賃貸借取引とされていた所有権移転外ファイナンス・リース取引が、売買取引とみなされることになりました。売買によって取得したとみなされる資産は『リース期間定額法』によって償却することになります。また、売買取引となるリース契約については、消費税法でも売買取引と扱われ、リース開始時にリース料総額が仕入税額控除の計算対象となります。

ただし、事務負担を考慮して、中小企業や少額・短期のリース取引である場合には、借り手側が賃借料として経理した場合、これを減価償却費として取扱うこととされていますので、従来と同様にリース料として経費処理して差し支えありません。

☆ 個人所得税関係

◆ (1) 住宅ローン減税の特例の創設

住宅ローンを利用して住宅を取得等して平成19年又は20年に入居した場合に、従来の制度よりも控除率を引き上げた上で控除期間を15年間に延長する住宅ローン減税の特例が創設されました。この制度は、従来の10年間の住宅ローン減税との選択適用です。

居住年	年末ローン残高	適用年・控除率
平成19年	2,500万円以下の部分	1～10年目 0.6%
		11～15年目 0.4%
平成20年	2,000万円以下の部分	1～10年目 0.6%
		11～15年目 0.4%

◆ (2) 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

平成19年4月1日から平成20年12月31日までに、年齢が50歳以上であるなどの一定の要件を満たす居住者が、住宅ローンで家屋にバリアフリー改修工事等を含む増改築を行って居住した場合、以下の額を所得税額から控除する制度が創設されました。

対象工事費用内訳	年末ローン残高	控除率
増改築工事費用	1,000万円以下	1.0%
うちバリアフリー改修工事費用	200万円以下	2.0%

この制度は、従来の住宅ローン減税との選択適用で、償還期間が5年以上の住宅借入金等が適用対象です。対象工事費用は + の合計1,000万円を限度とし、控除期間は5年間で、控除限度額は年間12万円です。

◆ (3) 寄附金控除

国、日本赤十字社、社会福祉法人等に寄附をすると、所得税の寄附金控除が適用されますが、平成19年分から寄附金控除額の限度額が総所得金額等の40%（現行30%）相当額に引き上げられました。

◆ (4) 所得税・住民税の税率の変更(H18改正)

平成19年分以降の所得税の税率が5%～40%の6段階になり、平成19年6月徴収分以降の個人住民税の税率が一律10%になりました。また定率減税は、所得税については平成19年1月から、個人住民税は平成19年6月徴収分から完全に廃止されました。

☆ 資産税関係

◆ (1) 相続時精算課税制度の拡充

平成19年1月1日から20年12月31日までの間に中小企業のオーナー経営者が自社株式を20歳以上の子供（将来代表者になる者に限る）に贈与する場合、相続時精算課税制度の要件である年齢制限が65歳から60歳以上に引き下げられ、非課税枠が2,500万円から3,000万円に引き上げられました。ただし、以下の要件を満たすことが条件です。

その会社の発行済株式数等の総額が20億円未満であること。

オーナーがその法人の発行済株式等の総数及び議決権の50%超を有していること。

オーナーがその法人の代表者であること。

とは、この特例を選択したときから4年を経過する時点において要件を満たしていることが条件です。

◆ (2) 取引相場のない種類株式の評価方法

会社法の施行により発行が容易となった種類株式のうち、中小企業の事業承継で活用が期待されるものについて、その相続税の評価方法が明確になりました。

種類株式	現行	変更後評価方法
配当優先の無議決権株式	普通株式と同様に評価	普通株式と同様に評価 但し、議決権が無いので、評価額を5%減額し、その減額相当分を議決権株式の評価に加算する方法を選択することも可
社債類似株式	定めなし	払込金額に基づき評価
拒否権付株式	定めなし	普通株式と同様に評価

☆ その他

◆ (1) 電子申告した個人の所得税額の特別控除創設

平成19年分又は20年分の所得税の確定申告書の提出を申告期限までに電子申告で行なった場合、一定の要件の下、その年分の所得税額から5千円が控除されます。この控除は、その年の所得税額を控除限度とし、適用は一回限りです。2年続きで適用されません。

◆ (2) 国税の納付手続きの簡素化

平成20年1月4日以降、コンビニエンス・ストアで国税を納付することができるようになります。

詳細は、各担当者までお問い合わせください。

ヘルメット相談会

工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談しているイメージで、現場のスキルアップを図るため実施しているアスタの自主勉強会です



この1年のヘルメット相談会は「社会保険」の勉強。講師は社会保険労務士である所長秘書のヤコちゃんこと樋笠泰子。今回も社会保険について学んだことを一部ですがご報告させていただきます。勉強できる場があり、なんでも話し合える仲間がいることを幸せに思っています。これからも、少しでもお客様のお役に立てるように勉強会を開催し、スキルアップを図っていきたいです。自分自身の成長のためにもね！
(河崎千恵子)

会社設立時の手続き

社会保険と労働保険の加入は、すべての法人事業所に義務づけられています。会社設立時には、新規適用事業所の手続きを。次表は社会保険手続一覧です。

広義の社会保険	提出先		提出書類	添付書類	
	社会保険(狭義)	健康保険	所轄の社会保険事務所	新規適用届 健保・厚年被保険者資格取得届 健康保険被扶養者(異動)届 国民年金第3号被保険者関係届 保険料口座振替依頼書 ③④は該当する場合のみ	*登記簿謄本 *年金手帳 *賃貸借契約書の写し *労働者名簿 *出勤簿またはタイムカード *賃金台帳など
		厚生年金保険			
労働保険	労災保険	所轄の労働基準監督署	適用事業報告 労働保険関係届 労働保険概算保険料申告書	*登記簿謄本 *賃貸借契約書の写し など	
	雇用保険	公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届 労働保険関係届 成立届の控え	*登記簿謄本 *賃貸借契約書の写し *労働者名簿 *出勤簿またはタイムカード など	

公共職業安定所の手続きには、の控えが必要なので、労基署 職安の手順で。提出先・添付書類等はケースにより異なります。新適の手続きは複雑なので、社会保険労務士さんをお願いするのもいいですね

従業員採用時の手続き

従業員採用時には、さまざまな手続きが必要です。給与計算に必要な「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」も記入して貰って下さい(会社で保存) 中途採用者で前職がある場合は、所得税の源泉徴収(前勤務先の源泉徴収票を貰って下さい)、住民税の特別徴収、社会保険や雇用保険など前の勤務先からの引継手続きが必要です。次表は一般的な社会保険手続一覧です。

	提出先	提出書類	添付書類
社会保険	所轄の社会保険事務所 (提出期限は雇入日から5日以内)	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	「年金手帳」(厚生年金・国民年金の被保険者だった場合)
		健康保険被扶養者(異動)届	被保険者によって生計が維持されていることを証明できる「非課税証明書」「在学証明書」などを添付。扶養家族によっては同一世帯に属していることを証明できる「住民票」などを添付。
雇用保険	所轄の公共職業安定所 (提出期限は雇入日の翌月10日まで)	国民年金第3号被保険者関係届	「年金手帳」(厚生年金・国民年金の被保険者だった被扶養配偶者がいる場合)
		雇用保険被保険者資格取得届	「雇用保険被保険者証」(前の会社で交付を受けている場合)「労働者名簿」など

〈社会保険ミニ情報〉

◇平成19年4月から雇用保険料率が引き下げられ、従業員の負担は0.8%から0.6%に。

月収30万円の会社員の場合、負担は月600円軽減されます。

◇4/1~5/21までに、労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告及び納付を。概算保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料の申告・納付を1枚の申告書で同時に行う仕組みになっています。これが労働保険の年度更新の手続きです。保険年度は4/1~翌年3/31までの1年間です。

◇7/1~7/10までに、社会保険(健康保険・厚生年金)の被保険者報酬月額算定基礎届を提出。

提出された算定基礎届に基づいて保険料が決定され、9月~翌年8月まで適用されます。しかし昇(降)給などにより、3ヶ月間続けて固定的賃金に2等級以上の変動が生じた場合は、変動があった月から4ヶ月目から改定されます。



労務管理&社会保険 ワンポイント・ナビ NO. 1

ごあいさつ 所長の秘書を務めております樋笠泰子です。この度、平成17年社会保険労務士試験に合格し、社労士会主催の事務指定講習を経て、平成19年2月1日付で社会保険労務士として登録いたしました。まだまだ未熟者ではございますが、皆様のお役に立てますよう、日々研鑽を積んで参りたいと思っております。よろしくご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

今号より、労務管理や社会保険に関する法改正や耳寄りな情報をお届けする“ワンポイント・ナビ”を企画いたしました。第1回目は、働きながら年金をもらう『在職老齢年金』をテーマにご説明させていただきます。



□□働きながら年金をもらうと損 or 得? □□

「働きながら年金をもらうと、給料の金額次第では年金が減らされるって聞いたけど、給料をいくらにしたら一番お得なの?」という質問をよく耳にします。でも、ちょっと待ってください! 支給調整されるのは厚生年金保険から支給される老齢厚生年金だけです。

社会保険(厚生年金保険と健康保険)に加入しながら(保険料を支払いながら)老齢厚生年金をもらうと支給調整されます。

ということは...

退職後自営業になった人、またはパートで働いているので社会保険に加入していない人。この人達の年金は支給調整されません。また、国民年金から支給される老齢基礎年金は支給調整されないの、ずっと自営業で働いていた人には全く無関係な話です。

□□年金の仕組みは二階建て □□

現在、65歳になると自営業の人には1階部分の老齢基礎年金が支給され、サラリーマンの人には1階部分にプラスして2階部分の老齢厚生年金が支給されます。ただし、経過措置としてサラリーマン男子で昭和36年4月1日以前生まれ、女子で昭和41年4月1日以前生まれの人は、65歳前でも老齢厚生年金が支給されます。これを「特別支給の老齢厚生年金」といい、定額部分と報酬比例部分から成り立っています。

60歳

65歳

特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金
特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢基礎年金

『特別支給の老齢厚生年金』は、生年月日によって支給開始年齢が違います。網掛け部分が支給調整の対象です。

おさいをしますと...働きながらもらう老齢厚生年金または特別支給の老齢厚生年金が支給調整の対象となり、支給調整された年金を「在職老齢年金」といいます。この在職老齢年金の計算式は、65歳の前後で違います。このあたりが、ややこしいですね。

□□65歳未満の場合の計算式 □□

- ①年金1か月分(加給年金は除きます)
- ②ボーナス(標準賞与額) ÷ 12 + 月給(標準報酬月額)
- ①+②が28万円を超えると支給調整されます。

が28万円超または以下、 が48万円超または以下の組み合わせで4種類の計算式がありますが、ほとんどの人が の年金は28万円以下なので、実際には2種類に絞られます。

- ①が28万円以下で②が48万円以下の場合...
(①+②-28万円) ÷ 2の金額が減額されます。
- ①が28万円以下で②が48万円超の場合...
(48万円+①-28万円) ÷ 2 + (②-48万円)の金額が減額されます。

□□65歳以上の場合の計算式 □□

- ①+②が48万円を超えると支給調整され、
(①+②-48万円) ÷ 2の金額が減額されます。

□□法改正で70歳以上の人も減額! □□

70歳以上の人は、以前は支給調整対象外で全額支給されていましたが、平成19年4月1日から、70歳以上の人も社会保険に加入していると(厚生年金保険には加入しないので、健康保険に加入しているかどうかで判断されます)支給調整の対象となりました。

計算式は65歳以上の場合と同じです。ただし、平成19年4月1日以降に70歳になる人のみ(誕生日が昭和12年4月2日以後の人)が対象となります。



「Qの会」で知ったこと

「Q」には「質問」(クエッション)という意味とともに、
きわめる
 「究」という意味があると、林光行が命名しました。

昨秋から「Qの会」という勉強会をしています。お互いの考えを理解することに主眼を置くところが「朝生」と違うところと自負しています。関心はあっても時間も知識も情報もない私にとって、価値観の違う人の考えを聞けたり、知らないことを知る、とても有意義な時間です。その一部をご紹介します。(税理士 林 幸)

障害者自立支援法

平成18年4月に施行された障害者自立支援法(以下「自立支援法」)。

Qの会では、現場の方の意見を聞こうと、「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」の細井清和さんと中村香子さんに来ていただきました。

1. 障害者福祉の戦後の流れ

まず、一口に障害者と言っても、身体障害者、知的障害者、精神障害者があること、戦後の障害者福祉は、傷痍軍人の方の為ということもあって身体障害者から始まったこと。知的障害者は遅れること10年、精神障害者についてはさらにその15年後(1985年)に法整備されたことを知りました。

次に、戦後直後の福祉は保護、高度成長期は大規模施設と隔離というように、時代を反映したものであったこと。けれども隔離は、世界の潮流からは逆行したものであり、国連の国際障害者年(1981年)が大きなひとつのきっかけとなって地域福祉・措置から利用契約を謳うようになってきたとのことです。

ちなみに戦後55年続いた措置制度は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(生存権保障)により、福祉は国が担うべきものとされ、現実の施設運営の受け皿法人として社会福祉法人の制度が作られました。

2. 自立支援法施行後の現場の状況

「当事者も家族も事業者も働く人も“キュウキュウ”としている」という窮状を聞きました。



障害当事者や家族の困難：利用料の応益負担。種々細かい制限があるサービス。例えば、病院の帰りに買い物に寄るのも許されない通院介助、通勤・通学には使えない社会参加目的の移動支援・・・etc
 事業者や働く人の苦難：どんどん下がる単価、どん

どん増える事務作業。給与が上がらないため人は来ない、ベテランはやめる。精神的余裕もなく良いサービスが提供できないという悪循環・・・etc

また、身体・知的・精神障害者施策が統合され、介護保険の要介護認定と同様の調査によって支援内容が決まるのですが、知的障害者や精神障害者の障害特性を反映するかが疑問だとのことです。例えば、身体障害なら「できる」「できない」で判定できても、知的・精神障害にはあてはまらなかったり、特に精神障害者にとって必要な「相談・助言」が時間としてカウントされない等の問題があるとのことです。

お聞きして感じたのは、自立支援法は、まず福祉財政抑制ありきで、一人一人の障害者や現場のことを充分配慮されなかったのではないかという疑問です。

ほっとしたことは、1万5千人もの障害者の方と現場の方々の身体を張っての訴えによって、2年の有期限ではありますが「緊急対策基金」(18年12月)という名目で費用負担軽減策等が実現したことです。

病気や怪我を治す発想ではなく、生活をトータルに支援する考えが必要だということ、もっと関心を持ってどんな社会を実現していくのかを一緒に考えてほしいと締めくくられました。

教育基本法

平成18年12月22日、与党の単独採決で教育基本法が改正されました。

何故改正の必要があるのか、その内容は何なのか、新聞を読んでもよくわかりません。そこでQの会では、文部科学省のHPにある新旧対比表を見ました。

初めて読んだ旧法。前文には「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする」憲法に示された理想の実現は基本的に教育の力によることが書かれ、意外なほど簡潔明瞭で、変える必要を感じません。全文で文字数約1500字です。

一方、新法の文字数は約2500字。旧法の、教育の目的・方針・機会均等、義務教育、学校教育、社

会・政治・宗教教育、教育行政などの項目に加え、生涯学習の理念、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力などが加わり、教員の養成と研修の充実や国と地方公共団体の役割分担などの内容が盛り込まれました。

旧法にはない「公共の精神」「伝統」「道徳心」「我が国と郷土を愛する」などが加わる一方、「普遍的にして個性ゆたかな」の文言がなくなっています。



また、「真理と平和を希求」が「真理と正義を希求」と、「平和」が「正義」に置き換わっています。何故人や社会によって違う「正義」という言葉に？と気になりますが、全体としてはすんなり読めます。

「教育基本法が変わっても教育現場には影響がない」との意見を聞きました。既に「国旗国歌法」やそれ以前に学習指導要領で道徳教育がなされているからだそうです。

靖国問題

「心ならずも戦地に赴いて犠牲になった方々のご冥福をお祈りし、2度と戦争を起さない誓いのため参拝する」とは小泉元首相。何故首相の靖国参拝に反対する人がいるのか、それより何より靖国神社のことをよく知らないことに気づきました。

1. 靖国神社の創建は明治2年

靖国神社は明治2年、戊辰戦争(慶応4 / 明治元年～2年)の維新政府側の戦死者を慰霊するため、東京招魂社として創建され、10年後に靖国神社と改名。同じく明治時代に各地に設立された招魂社は、昭和14年に護国神社に改称されたそうです。

2. 祀られているのは、戦死した軍人・軍属等

「祭神」として祀られているのは、ペリー来航以降の天皇及び政府の為に殉じた軍人・軍属等で、246万6千余柱(内太平洋戦争は213万余柱。神なので柱が単位)です。ちなみに維新功労者の西郷隆盛は西南戦争で政府に刃向かったため、明治天皇崩御の際自決した乃木希典は戦死ではないため、合祀されていません。原爆や空襲で亡くなった方々(約80万人)や、戦前日本国籍でなかった人々も含まれていません。

3. 顕彰が始まったのは、明治後半から

靖国神社は、英霊(英でた霊)を慰霊するとともに

顕彰するための施設だそうです(顕彰: 功績をたたえ広く世間に知らせること)。この顕彰が始まったのは日清戦争直後の1895年(明治28年)からだそうです。当時、福沢諭吉主宰「時事新報」に掲載された論説には、「日清戦争と台湾戦争の生還者は、最高の荣誉、爵位勲章を授けられ、報奨金まで受けている。これに対し、戦死者には何も与えられず、遺族は多少の扶助料を与えられ、涙にくれるのみである。これではいけない。いつまた戦争が起こるやも知れず。そのときに何に依拠して国を護るべきか。それはまさしく死を恐れず戦う兵士の精神である。その精神を養うためには『戦場に斃るの幸福なる』を感じさせるようにしなければならない」とあるそうです。その直後から、全国各地から国費で遺族を靖国神社に招き、天皇自ら祭主として合祀祭が行われるようになったそうです。

4. 一度祀られると分祀はできない?

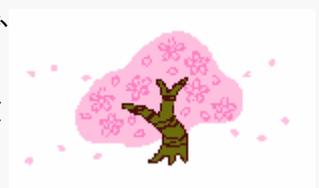
靖国神社には遺骨・位牌はなく、霊簿に氏名を記入し、合祀祭を行うことで「御霊」を招来して祀るのだそうです。霊簿の基になる名簿は、戦前は陸・海軍が、戦後は旧厚生省が、個別審査の上作成したそうです。「一旦合祀された霊はろうそくの灯のように一体不可分となり、分祀は不可能」とされています。

5. 「合祀取り消し」を求める人々

合祀は本人・遺族の意向は考慮されなかったため、「合祀は自らの意思に反し、人格権の侵害である」として、合祀取り消しを求める人々がいます。キリスト教信者や、日本兵として戦った韓国、台湾原住民族などの元軍人軍属の遺族の方々です。

「神様を人間の都合で『お前だけ邪魔だからあっちへ行け』なんて命令できるはずがない」との意見もありますが、取り消しを求める人達は、そもそも神様として合祀したことを問題にしています。そして「心ならずも戦地に赴いて犠牲になった」と思っておられます。

戦前を生きた方や遺族の方の多くにとって、靖国神社は精神の拠り所だと思います。が、知れば知るほど、天皇を神とした戦前の日本と今の日本、A級戦犯合祀、東京裁判、諸外国との関係、政教分離・・・簡単には論じられない難しい問題だと改めて痛感しました。



投稿

わかって欲しい 母と子の世帯のくらし

—「命綱」である児童扶養手当がまた減額される！—大阪府母子寡婦福祉連合会事務局

大阪府母子寡婦福祉連合会(母子連)と林事務所

母子連は、昭和25年に母子家庭や寡婦がお互いに助け合うために結成された会で、大阪府内42市町村が集まって組織されており、母子家庭が安心して暮らせる福祉社会の実現を目指し活動しています。会報を配布したり、様々な行事への参加を募ったりする他、大阪府から委託を受けて日常生活支援事業や就業支援講習会を開催しています。

就業支援講習会は、母子家庭の生活の安定のために、就労に必要な知識と資格を取得する目的で昭和



47年にスタートしました。就職に有利な資格として簿記講座が開講されたのは昭和49年。林幸先生には当初から講師としてお世話になっています。

母子家庭の苦しい現状をわかって欲しい！！

児童扶養手当が減額される！

平成15年、給付から自立支援へと、就業自立支援策が出され、平成20年を目途に児童扶養手当が「受給開始から5年で支給額の半分以上を超えない範囲で現在の受給額から一律減額される」ことが決定されました。

しかし母子家庭になってから5年どころか10年経ってもなかなか生活は安定しません。

また、仕事にはついていないものの、年収150万円未満が64%、半数がパートであり、生活は決して楽ではありません。生活費と就労収入の差額を補うのがまさに児童扶養手当です。(図表1、図表2、図表3)

＜児童扶養手当額の例＞ (現状) 母と子ども1人の世帯

所得額(年額)	手当額(月額)	(全額支給は月額41,720円。一部支給は所得に応じて月額41,710円～9,850円まで10円きざみの額。)
57万円	41,720円	
130万円	28,270円	
220万円	11,690円	

就業自立支援策の成果は???

母子連が府から受託している母子家庭等就業・自立支援センターは無料職業紹介所を併設し、お母さんの就労支援に力を入れていますが、求人は少なく、パートや契約、派遣など不安定な就労が大半を占めています。母子家庭となって5年以内に自立というのは無理難題としか言いようがありません。

請願と陳情運動

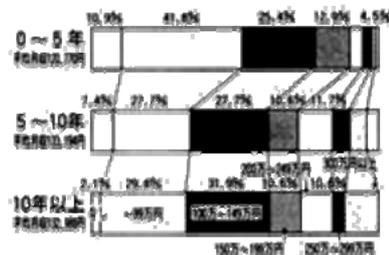
平成20年を目前に控え、今年は母子家庭にとっては大きな正念場です。昨年全国一斉に「児童扶養手当の減額率緩和を検討するにあたり配慮を求める請願」運動を展開。これから始まる具体的な審議に向けて、近畿9府県市の母子福祉団体が団結し、厚生労働大臣を始め議員に母子家庭の苦しい実情を生々の声で訴える陳情ハガキ作戦を実施。1枚1枚のハガキにこめられた願いが届くように祈らずにはいられません

母と子が安心して暮らせる社会を

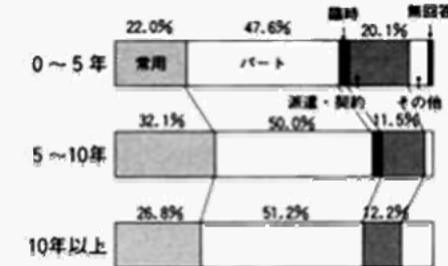
少子化が問題となり、児童手当の対象も就学前から小学校卒業までに延長されるなど安心して子供たちを産み育てることができる社会へと変化してきています。

そのような風潮の中、児童扶養手当の減額は逆行といっても過言ではありません。離婚件数増加による児童扶養手当の支給額全体は確かに増えていますが、社会にとっても大切な子どもたちが必要とする大事な制度が大きく後退することの無いように、全国規模で足並みを揃え減額率緩和に向けての運動をこれからも展開していきます。

図表1 母子家庭になってからの年数と収入(年収・月額)



図表2 母子年数と勤務形態



図表3 1ヶ月の平均的な生活費(単位:円)



Key of Success

第8回KS経営研究会

K S経営研究会は、A' ワーク創造館「開業支援講座（講師 林光行・幸）」修了生のみで構成されている会です。ネットワーク作りや発表会を通して、会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

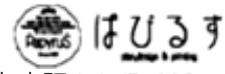
第8回KS経営研究会の講師は、第17期修了生で、印刷屋“ぱびるす”の経営者、清水順子(よりこ)さんです。ぱびるす(papyrus)は、紙(paper)の語源で、カヤツリグサ科の多年草です。古代エジプトのナイル河流域では、茎から紙状のものを作りました。すてきな語源が印刷業にピッタリですね。(河野けい子)

tel: 06-6761-0939

fax:06-6761-0972

543-0001 大阪市天王寺区上本町 1-1-15-603

<http://www.machimado.com/papyrus/blog.html>



注文がなくなったら、やめよう
“ぱびるす”は、平成2年にお母様が開業されました。「人脈が多く、特に歯科医の先生に親しまれていた母の背中を見ながら」手伝ってこられました。占い師でもあったカリスマ的なお母様が平成13年に永眠。「私ではやっていけないから、注文がなくなったらやめよう!」と、考えていたのですが、注文が絶えず、「いつになったらやめられるのだろう?」と、戸惑いながら、2年の月日が経ったそうです。



私の“ぱびるす”

ある朝、事務所を移転することを急に思いつかれ、清水順子の“ぱびるす”を改めて開業されたのです。その頃、歯科矯正学関連の本等の定期的な注文に加えて、ホームページ作成等の新しい仕事も増えてきた様です。「同業者が廃業していく中生き残ってきたのは、借金なしのこじんまりとした経営と、お客様に恵まれていたからです。」とのことですが、お母様譲りの、人をひきつける魅力があるからではないでしょうか。

新商品の“開業支援パック”や手掛けてこられた印刷物を見せていただきました。「コミュニケーション促進業」と言う彼女だけあって、印刷物を受け取る人の心を見事に捉えてしまう、温かい柔らかい色合いやお洒落なデザイン、素敵な言葉に感心しました。

手元に残らない資金

「忙しいのにどうしてお金がないのだろう?と不思議に感じて、開業支援講座を受講し、経営に対する意識が少しできて、経営倶楽部の資金繰講座(6頁参照)で

ハッとわかったんです。お金のない理由が、、(笑)そして阿吽の呼吸の職人さんの高齢化、お客様の世代交代など、今抱えている問題点を話してくださいました。

問題点をグループ討論

“ぱびるす”の問題点をグループに分かれて討論。「紹介によって顧客を増やす、若い世代に宣伝する、業界の中でコーディネートする」等の各グループ代表の意見発表の後、林光行・幸顧問の、「請求遅れは信頼が落ちるので、請求するのがサービスだと思って実行していく、いかに販売を広げていくかを重点的に考える、継続は大きな意味があるので自信をもって」等の総括コメントがありました。

前向きで、親しみやすい、明るい、二児のママを、同じ開業支援講座修了生の同期として応援したいと思います。

感想 初めは不安いっぱいでしたが、多くの人の前で自分自身を振り返って話すことにより、今までのプラスとマイナス面、これから意識して取り組んでいくことが明確になりました。

甘いけど、ヘルシー

休憩の間に、第18期修了生の細井さおりさんが、お米と糀だけから作られた甘酒を振る舞っ



てくださいました。

甘ざけ屋 サリー

ごちそうさまでした。

<http://www.amazakeyasally.com/>

なお、第9回KS経営研究会は、平成19年8月26日(日)を予定しています。

【 第19期 開業支援講座 】平成19年6月21日～7月26日 18:30～20:45 毎木曜日 全6回

☆ 特徴: 経営の「いろは」が学べること 光行&ゆきのライブであること
お互いに意見やアイデアを出し合うことで戦略や構想がより深く明確になること
これまでの経営を見直し、自信をもって経営していきたい方にもおすすめです。

☆ 受講料: 31,500円(教材費等含む)

☆ 講師: 林 光行・林 幸

☆ お問い合わせは⇒ A' ワーク創造館 TEL 06-6562-0410 URL <http://www.adash.or.jp/>

2007年・新年合宿レポート



毎年恒例の新年合宿。「合宿に一度お使い下さい」という八坂総支配人のお言葉と「新装オープンした『竹の家』さんに行こうよ」という林幸のすすめで、今年はちょっと豪華に奈良ロイヤルホテルで行われました。始まるまで何をやるのかわからないのが合宿。「今年は何するんやろ〜?」期待と不安でいっぱい。そんななか始まった合宿の内容をご報告させていただきます。
(森木里佳)

1 日 目 スタート は

ホテルに着いて最初にしたのは、部屋に白い布を敷くことでした。「何の儀式が始まったん!?」と思いきや、「靴脱いで地べたに座れたほうが楽やろ〜」という林光行の配慮でした。ああ、ビックリした・・・。

そうこうするうちに全員が揃い、お互いに「あなたらしいニックネームをつける」ことに。思わず「ピッタリ〜」と手を叩いて笑ってしまうことも(例えば前田の「七福神の布袋さん」、益田の「あんみつ姫」など)。

こうしてリラックスしてきたところでそれぞれこの合宿に期待することを発表しました。事務所に自社ビルに移ってからは3フロアに分かれて仕事をしているため、みんなの顔を見ながら話せる時間はすごく貴重。これは私が合宿に期待することの一つでした。

幸 せ 日 記

次は「幸せ日記」です。それぞれ自分が最高に幸せだと思う「仕事をしている一日」を日記形式で書きます。顧問先様を訪問する者、所内で作業する者、新しい仕事に取り組む者……。その内容は様々です。そこからこれを外すと幸せな一日でなくなってしまうという優先順位が一番高い幸せのポイントを探し出します。

まずは偶発的な事項を外します(例えば「宝くじが当たった」など)。次に「これは別になくても幸せだな」と思えるものを外していきます。どうしても外せないことは何か。最後に残ったものが幸せのポイントです。

するとあら不思議!!それぞれ違う内容の日記からある共通点が浮かんできました。一つは「笑顔」そして「お客様に喜んでいただけること」、「お客様に感謝してもらえた」、「お客様の問題を解決することができた」など、表現こそ様々ですが、みんなが同じように考えて仕事をしていました。これは、事務所の理念である「お客様の成長と幸福に貢献すること」につながるのではないのでしょうか。ミーティングでは、な

んとなく唱和してしまいがちですが、改めてその意味を考えて一週間の仕事始めにしようと思いました。

ここで夕食。合宿と言えば「すき焼き!!」(合宿手配担当の丸山の好物なんです)。木の香りも真新しい「竹の家」さんで頂きました。「竹の家」さんでは通常すき焼きはメニューにないそうですが、無理を言ってご用意頂いたそうです。有難うございます。と〜ても美味しかったです。メニューにないのは勿体無いかも!?

2 日 目

1日目は個々の目標を明確にすることに重点が置かれていましたが、2日目は事務所全体としての目標を明確にしていきます。まずは事務所の現状を把握するために、職員の一人が顧問税理士を探すお客様の立場になって質問をし、林光行が答えます。そのやりとりから現在の事務所の強みや弱みを抽出していきました。

次にこれらの強み、弱みを踏まえた上で、どんな事務所がいいのかを話し合いました。理想像はどんどん溢れてくるのですが、いざやろうとするとちょっと尻込みしてしまいます。そんな中、決まった事務所全体としての目標の一部は右のとおりです。

- ☆シェアリングレターに毎回チラシを入れる
- ★事務所の特徴をわかりやすく明文化
- ☆お客様アンケート実施
- ★ホームページの社会福祉法人関連情報の充実

事務所全体としての目標が決まったところで、その達成のため自分がどのように関わっていくのかをグループに分かれて話し合いました。そしてみんなに自分自身の目標と合わせて発表(というより宣言!?)

ここで発表した目標の進捗状況は月1回のグループミーティングで各自報告しています。目標を立てた後ほったらかしにせず、経過を確認し合うことって大事だなと思いました。

1月は法定調書の作成などの業務があり、1年でも忙しい月なので合宿に時間を割くことは大変なのですが、それでも1年の初めに全員で目標を定め、共通の意識を持つことはとても有意義なことだと思いました。

林光行事務所アンケート ご協力のお礼と経過報告



日頃は、林光行事務所に多大なるご支援・ご指導を賜り、誠に有難うございます。この度私どもでは、お客様のお声をおうかがいし、よりご満足頂けることを目指して、記帳代行をさせて頂いているお客様を中心にアンケートにご協力頂きました。予め郵送しましたアンケート用紙にご記入して頂き、事務所職員が回収にご訪問した折に、ご意見・ご要望を頂戴しました。現在約30社のお客様から回答を頂いております。ご多忙な折、お時間を頂戴しましたこと心から感謝申し上げますとともに、アンケート結果を真摯に受け止め、職員一同さらに精進してまいります。

途中経過ではございますが、結果報告をさせていただきます。(アンケート担当 社会保険労務士 樋笠 泰子)

■ アンケート結果より ■

質問 林事務所のどのような点が好ましいとお考えでしょうか？

最も多いご意見が、「仕事に対する姿勢がよい」次いで「事務所の雰囲気が良い」「職員に勉強意欲がある」でした。その他、「所長以外に有資格者がいる」「他土業とのネットワークがある」という意見も上位回答にありました。

質問 林事務所についてご要望または改善すべき点がございましたら、アドバイスを頂けますか？

「本来の会計業務については、きちんと仕事をしてもらっているので問題はありません。要望があるとすれば、会計業務に留まらず、当社が良くなるためのトータルなサポートと提案がほしいということです。そのためには、こちらの状況もきちんと把握して欲しいので、もっとコミュニケーションを取ってほしい」というご要望を、お話を進める中で頂戴しました。同様のご要望を数社のお客様からも頂戴しました。



質問 担当者の長所はどのような点でしょうか？

最も多いご意見が「相談がしやすい」次いで「人柄がよい」でした。それぞれ担当の職員は異なりますが、総じて「相談しやすい」と評価を頂きました。また、「全く専門外のことで一生懸命応えてくださり、当社のためにこちらが気付かないことまで提案してくれるという安心感があります」という有り難いご意見も頂戴しました。

質問 担当者について、ご要望や改善すべき点がございましたら、アドバイスを頂けますか？

「経営者の性格をみて、元気にさせる一言フィードバックがあればよいと思う」「几帳面！もう少し融通が利いてもいいのでは…」というご意見がありました。これは誰のことを言っているのでしょうか(笑)。

■ アンケート回収でご訪問して ■

“私の仕事は、お客様の成長と幸福に貢献することです”と事務所理念の冒頭に掲げています。ご訪問し、お話をうかがう折、私達は本当に理念に沿って仕事をしているのか、目の前の業務に追われ空回りしていないかと自問しました。そして、その答えは帳簿や申告書の中にあるのではなく、お客様の中に存在する。お客様と向き合い、コミュニケーションを密にすることによって、ご要望に応えるべく私達の仕事が見えてくるということ、アンケート結果は教えてくれました。

今回、アンケート担当を務めさせて頂き、いろいろな経営者の方々とお話するという幸運な機会を与えて頂きました。初めのうちは、きちんとお話しして頂けるだろうかと不安でしたが、どなたも誠実に応対して下さいました。中には3時間近くお話をして頂いた博学な方、短い時間の中で言うべきことを的確にお話して下さる方、会社の未来について熱心に語って下さった方もあり、とても充実した時間を一緒にさせて頂きました。お忙しい中、貴重なお時間を頂戴したことを心より感謝申し上げます。アンケートを回収・集計したご要望をもとに、より満足して頂くために私達がすべきことは何なのかを職員全員で話し合い、改善点を導き出していきたいと思います。

本当にご協力ありがとうございました。そして、今後も変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して

□ ANAを受けて、すごく気持ちが穏やかになりました。今まで自分の観念からはずれたことをされると、八つ当たりをし、周りから愛されているのにそれに背を向けていたことに気づきました。また、自分の嫌な部分を見つめ直すことで、自分をもっと認めてあげていいんだと思えるようになりました。

ANAで出会った人々、学んだことはこれから一生の宝物です。本当にありがとうございました。

2007年2月受講 松田 祐子 様

□ 3日間、本当にありがとうございました。数々の貴重な体験、心に残るものばかりでした。

初めは怖い気持ちがいっぱい、自分を知ってしまう怖さ、自分に言い訳ができなくなってしまう怖さでいっぱいでした。でも色々な体験をこのセミナーでしていく中で、「今までこんなことでつまづいていたんだ」「こんなことでしんどくなっていたんだ」ということに気づき、目の前の霧が晴れたようでした。

セミナーを終えてから色々な人に「変わったね!!」と言われて、無意識のうちに変わっていた自分に気付きました。

たくさん大切な仲間とも出会い、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。これからもっと素敵な自分になれるように頑張ります。

2007年2月受講 畑 昌平 様

□ 自分の中の本当の気持ちを何となく分かっているのに、自分で作りあげたイメージを崩すのが怖く、そのイメージに疲れきっていた時に、タイミングよくANAへの誘いをうけ参加を決めました。

最初はチョット^{うき}胡散臭く、本当に大丈夫? と思っていました。けれどもセミナーが進むにつれ、今までためていた物がドンドン溢れだし、終了時にはとっても

スッキリ!! 自分を自らしく出せる場所、出せる仲間を見つけ、これからは外でも、そんな自分を出していきたいと思っています。

ANAに参加して本当によかった。そんな気持ちでいっぱいです。

2007年2月受講 岡戸 亜紀子 様

□ 最初は戸惑っている自分がいました。理解力不足からトレーナーの話の内容がよくわからず、訳もなく涙が出てきたりする自分にすごく戸惑い、今でもびっくりしています。

家族の中でのすれ違いに悩んでいたのに、夫も息子も娘もとっても優しいと気づき、「自分はなんて幸せなのだろう」と素直に思いました。自分の感じる世界って気持ちの持ちようや考え方でこんなに違ってくるのだと実感しました。

戸惑っている私にやさしく教えてくれた仲間、助けてくれたみんなにとっても感謝しています。同じ体験・時間を共有した皆さん、これからもよろしく願います。人ってあったかいな。

2006年11月受講 伊賀 豊子 様

□ 「頭の中の自分」がコントロールし、結果に対しての意見や結論を自分なりに正当化して、自己の性格とし、年月を過ごしている自分でしたが、参加して三日目の発言で、素直な気持ちばかり勝手に言葉として出てきました。今までに感じたことのない感覚を受けたことに対し、新しい体験をしていることに気づき、セミナー終盤では、人間愛というものを感じたことは忘れることができない経験でした。気付かせて頂いても感謝しています。これからの人生、少しでも報えるように無駄にしないように生きて行きます。本当にありがとうございます。

2006年11月受講 木村 隆夫 様

Awareness for New Actions

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと

思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか!~

◇2007年5月 ANA◇

日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2007年8月 ANA◇

日程：8月1日(土)・12日(日)・13日(月)

→ お問い合わせは林事務所

林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

読者の皆様からのお便り

「シェアリングレター」御送付有難うございます。貴事務所の様子が常にわかりやすく、時間と距離を感じません。お客様も元気で経営されている様子が手に取るようです。経営倶楽部の運営も盛んで福祉関係はお強いですね。今回の特別企画は「北朝鮮」との関係が緊迫している今日、戦争への思いは深く、感想をするには恐ろしく失礼と感じました。新会社法への対応が益々企業を変革させるであろうこれからの税制対策、会計事務所様の力が試される時ですね。情報有難うございます。

経理高度化研究所 青地 一守 様

いつもながらの豊富な内容と様々な貴事務所の活動に大変刺激を受けるとともに大変参考になりました。貴事務所におかれましては、林先生はじめ多くの優秀なスタッフがいるからこのような「シェアリングレター」が出来ると思っています。貴事務所の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

公認会計士 三馬 忠夫 様

いつもシェアリングレターを楽しみに読ませて頂いております。平成9年頃に簿記講座に参加してありま

した。シェアリングレターを見るたび、当時の自分を思い出し、初心に戻っております。

高槻市 小西 磨美子 様

幸先生の講習を受講して、早10年とは、ちょっと信じられないです。今でも、まるでついこの前のような気がします。時々御送付下さるシェアリングレターを読むと温かさが伝わって来て、めげそうになっている自分やちょっといやな自分になっていたたりする時、私を立て直して下さいます。いつも有難うございます。

大阪市 小室 英子 様

いつもお送りいただくシェアリングレターは私の心の友でございます。なかなか ANA の集まりへは参加できていませんが、また行きたいと思えます。

右京区 中川 久望子 様

いつも会報有難うございます。前向きな姿勢に勇気を頂いています。

すぺーす をかし 出口 和世 様

この他、沢山の皆様からお便りを頂きました。本当に有難うございました。（編集部）

お知らせ

＝ 秋の交流会のご案内 ＝

昨年の交流会にご参加下さった社団法人大阪港振興協会の方々のご好意により、今年も秋の交流会を実施する運びとなりました。



午前中は舞洲陶芸館にて陶芸体験を行い、昼食はパーベキュー、午後からは広報船「夢咲」にて大阪湾をクルージングと盛りだくさんの内容となっております。是非皆様お誘いあわせの上、奮ってご参加ください。

日時：平成19年9月9日（日）10時～
お問い合わせ、ご参加希望の方は
林事務所 TEL 06-6772-7746 ヒガサまで

『ビジネス簿記入門』第3版を出版しました

平成19年4月1日の日本商工会議所簿記検定試験出題区分改定に伴い、『ビジネス簿記入門』第3版を出版いたしました。

本書は、簿記を勉強する人、日商簿記3級をめざす人が、無駄なく、確実に簿記を身につけることができるように工夫し、作成してあります。会社法制定に伴う表示などの変更や、税制改正による減価償却制度の変更などを盛り込んでいます。

「実務上の取扱い」をさらに充実しました。



藤本清一・林 幸共著
税務研究会出版局

B5判346頁

定価 本体2,000円+税

第58回経営倶楽部のご案内

今回は、中小企業経営のための「経営管理技法」をご一緒に学びたいと思います。「経営管理技法」と言っても具体的で実際にすぐ役立つ手法です。売上進捗管理のための「移動累計」と「Zチャート」そして「QC七つ道具」の中から「パレート分析」と「要因分析図」等について、具体例を交えながら弊事務所の中小企業診断士前田有太可がお伝えします。またその考え方をを使って実際に売上げ増された奈良ロイヤルホテルのスタッフの方々に実践例の発表をして頂きます。

知識を単に知識としてお伝えする講座は多いと思いますが、このような実際の実践例を直接聞く機会は少ないものと思われま。是非皆様お誘いあわせの上、お越しくださいますようご案内申し上げます。

- テーマ 「ブライダルチームが変わった！受注倍増への路」～奈良ロイヤルホテルの経営改善技法活用例～
- 講師 奈良ロイヤルホテル婚礼部の皆様 & 中小企業診断士・前田有太可
- 日時 平成19年4月21日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 たかつガーデン (近鉄上本町駅 徒歩3分 地下鉄谷町9丁目 徒歩7分 TEL：06-6768-3911)
- 会費 講演会5,000円 懇親会4,000円 懇親会会場：志な乃亭 上六店 (TEL：06-6762-6167)

◇第59回経営倶楽部◇ 平成19年7月14日(土) 午後1時30分～
 講師 (社)全日本不動産協会総本部顧問・不動産鑑定士 塩見 宙先生
 テーマ 「中国は本当に脅威か？」

お問い合わせは — TEL 06-6772-7746 E-mail: higasa@share.gr.jp (担当：樋笠) まで

実施予定は、平成19年11月11日(日)です。
 第3回社会福祉会計簿記認定試験では、初級・中級に
 加え上級も実施予定です。詳細は「NPO福祉総合評価機構」のホームページでご確認下さい。

第3回社会福祉会計簿記認定試験開催のお知らせ

秋の交流会は、平成19年9月9日(日)です。～バーベキューと大阪湾クルージング～ 19頁参照
 「会社実務に活かす ビジネス簿記入門」第3版を出版しました。(藤本清一・林 幸 共著) 19頁参照

編集後記

この春の高校球児は全員、平成生まれだそうです。ベルリンの壁の崩壊が平成元年。壁をハンマーで叩き割る人、壁の上で手を繋いで歌う人々、ゲートで拍手と花束で迎える人々。感動と歓喜の映像！世界がひとつになって、平和で自由に共に生きる世界が来る予感がしました。あれは一体何だったのか・・・ひょっとしてパンドラの箱を開けてしまったのでは・・・ふと考えてしまいます。あれから確かに東西冷戦はなくなりました。そして、国境を越えて世界的な大競争の時代になったような気がします。

価格競争にしのぎを削る企業。利益至上主義の下、時間的肉体的精神的余裕のなくなった働く人々。次々起こる事故やトラブル。どんどん増える取り締まる人々と法律。まるで「もう辛抱できないよ～」とおしっこをもらした子供を折檻するよう。国も企業も生身の人間を機械とみなしているのでは？ 何か間違っているのでは？

そんな折り、「人間回復の経済学」(神野直彦著)を読みました。「経済のための人間か、人間のための経済か」とあって、人間の行動基準は「利己心」ではなく「夢と希望」であるとあります。「けなげな小さな命。この子がやがて感動するであろう、木漏れ日に映える美しい自然環境を整えておこう。そして、この子がやがて人を愛し、愛されるような人間性にあふれた社会を築いておこう」「人間が協力して知恵をしばれば、未来を人間が創造できるはずである」と強く呼びかけています。

普段出会う人々は皆明るく穏やかなで親切な人ばかり…。そう、人は皆温かい心、平和を願う気持ちを持っています。人間は人の身になって想うことができる能力があります。マスコミ報道や各国の指導者の発言などには惑わされず、そこには私たちと同じ幸福と平和を望む人々がいることと、経済も科学も人間の幸福のためにあるのだということを忘れずにいたいものです。(林 幸)

シェアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。 info@share.gr.jp
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットビル
 Tel: 06-6772-7770 Fax: 06-6772-7740 URL: www.share.gr.jp
 購読料をカンパして頂ける方は 口座番号 00950 - 3 - 14499
 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。

公認会計士 林 光行事務所
 税理士 林 幸
 公認会計士・税理士 林 幸
 税理士 前田 有太可
 中小企業診断士 古田 茂己
 税理士 橋本 雅世
 税理士 樋笠 泰子
 社会保険労務士